

過去5年間の保険料率等の推移

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度 決算見込
保険料率90%以上	344組合	357組合	385組合	425組合	487組合
保険料率95%以上	114組合	119組合	126組合	137組合	148組合
政管の保険料率以上 (政管の料率)	977 (82%)	997 (82%)	1,041 (82%)	1,094 (82%)	819 (85%)
赤字組合数 全組合に対する割合	656 36.1%	968 53.3%	1,137 62.5%	1,293 71.2%	1,001 55.2%

注、保険料率には調整保険料率を含む。

拠出金の保険料収入に対する割合と料率の推移

年 度	保 険 料 率 (%)				対保険料収入割合 (%)		
	徴収料率	給付費	拠出金	A	給付費	拠出金	A
59	80.76‰	55.82‰	13.17‰	11.77‰	69.12 %	16.31 %	14.58 %
60	81.01	52.56	16.20	12.25	64.88	20.00	15.12
61	81.03	53.08	17.17	10.78	65.50	21.19	13.31
62	81.03	53.48	22.44	5.11	66.00	27.69	6.31
63	81.42	53.02	23.28	5.12	65.12	28.59	6.29
1	81.86	51.33	23.27	7.26	62.70	28.42	8.87
2	82.23	49.83	24.37	8.03	60.60	29.64	9.76
3	82.48	49.64	23.91	8.93	60.18	28.99	10.83
4	82.52	50.63	23.87	8.02	61.36	28.92	9.72
5	82.71	50.65	25.10	6.95	61.24	30.35	8.41
6	82.95	51.70	26.90	4.36	62.32	32.43	5.25
7	83.40	52.14	27.59	3.68	62.51	33.08	4.41
8	83.94	52.03	28.77	3.14	61.99	34.28	3.74
9	84.60	49.44	28.51	6.65	58.44	33.70	7.86
10	84.86	48.27	30.56	6.03	56.88	36.02	7.11
11	調 査 値					40.40 %	

[A] = 保険料収入 - (保険給付費 + 拠出金)

(注1) 平成9年度は決算見込

(注2) 平成10年度は予算

(注3) 保険料率は  $\text{徴収料率} \times (\text{項目別支出額} / \text{保険料収入})$  にて求めた

(保険料率)

改正健康保険法第71条ノ4 (略)

⑤健康保険組合ノ管掌スル健康保険ノ一般保険料率ハ其ノ  
保険料率ガ1000分ノ30乃至1000分ノ95ノ範  
囲内ニアルヨウ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ決定ス

※同条における「保険料率」とは「一般保険料率と介護保険料率とを  
合算したる率」(改正健保法第71条の4第6号)

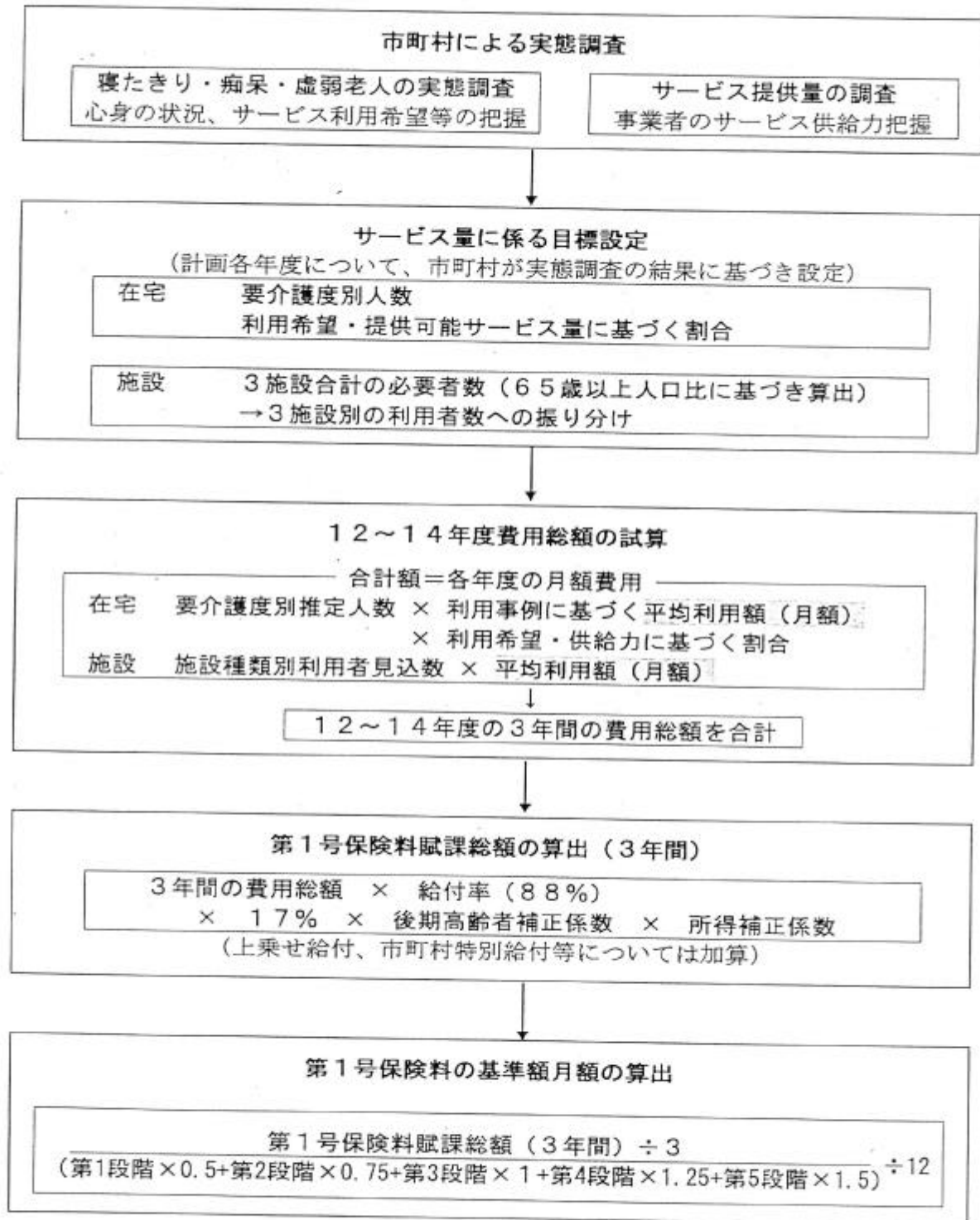
- ・介護保険法施行規則関係(要綱)
  - ・指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準案等関係(要綱)
  - ・介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(仮称)関係(要綱)
  - ・厚生大臣の定める告示関係(要綱)
- に関する参考資料(追加)

目次	(頁)
・介護保険制度施行準備日程	1
・実態調査に基づく費用試算と第1号保険料の算定手順	2
・平成12年度及び平成13年度の概算介護給付費納付金の算定方法について	3
・事業所指定の考え方について	4
・事業者情報の提供システムの構築について	5

# 介護保険制度施行準備日程

	国	都道府県	市町村
10年度	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護給付費部会（中間まとめ）</li> <li>○主な政令の制定・公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務処理システム開発</li> </ul>
	IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護認定等試行的事業の結果とまとめ</li> <li>○主な省令、告示等の制定・公布等（事業者、施設の人員、設備及び運営に関する基準の制定）</li> <li>○在宅・施設サービス見込量等算出方法の提示</li> </ul>	
	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護報酬実態調査実施</li> <li>○介護報酬基本格差</li> <li>○介護サービスベースの見込み等とまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービスベースの見込み等とまとめ</li> </ul>
	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険関係予算等概算要求（8月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者、施設の見込み等とまとめ</li> <li>○指定事業者への訪問調査の委託契約（8月～9月）</li> <li>○要介護認定申請受付開始、要介護認定開始（訪問調査の開始）（10月）</li> <li>○被保険者証交付</li> </ul>
11年度	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険関係予算の編成</li> <li>○介護報酬等の詰問答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護認定申請受付開始、要介護認定開始（訪問調査の開始）（10月）</li> <li>○被保険者証交付</li> </ul>
	IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険関係予算の成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険事業計画策定</li> <li>○保険料率の決定</li> <li>○介護保険関係予算の確定</li> </ul>

実態調査に基づく費用試算と第1号保険料の算定手順



## 平成12年度及び平成13年度の概算介護給付費納付金の算定方法について

- 概算介護給付費納付金の算定のためには、
- ①全市町村の介護保険のために必要な給付費の総額
  - ②各医療保険者の第2号被保険者の数及び全医療保険者の第2号被保険者の数を見込む必要がある。
- 通常は、①は、把握可能な直近の実績である前々年度の実績をもとに算定し、②は、把握可能な直近の数字である前々年度の数をもとに算定することとなる。
- しかしながら、平成12年度及び平成13年度については、前々年度の実績等がないことから、以下の特例を設けることとし、この旨「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令案」の附則で規定する。

### <平成12年度>

- ①：介護保険事業計画策定のために各市町村が行う、要介護者等の実態調査に基づく介護給付等対象サービスの見込量等を踏まえ、国において給付費を見込むこととする。
- ②：国から全医療保険者に対して、平成10年度における40歳以上64歳以下の医療保険加入者数等（特定月調査や抽出調査、平成10年度前の年度についての数等でも可とする方針）を調査し、その数字を用いることとする。

### <平成13年度>

- ①：各市町村で策定された介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込量、平成12年度の年度途中の実績等を踏まえ、国において給付費を見込むこととする。
- ②：国から全医療保険者に対し、平成11年度における40歳以上64歳以下の医療保険加入者数等（特定月調査や抽出調査、平成11年度前の年度についての数等でも可とする方針）を調査し、その数字を用いることとする。

## 事業所指定の考え方について

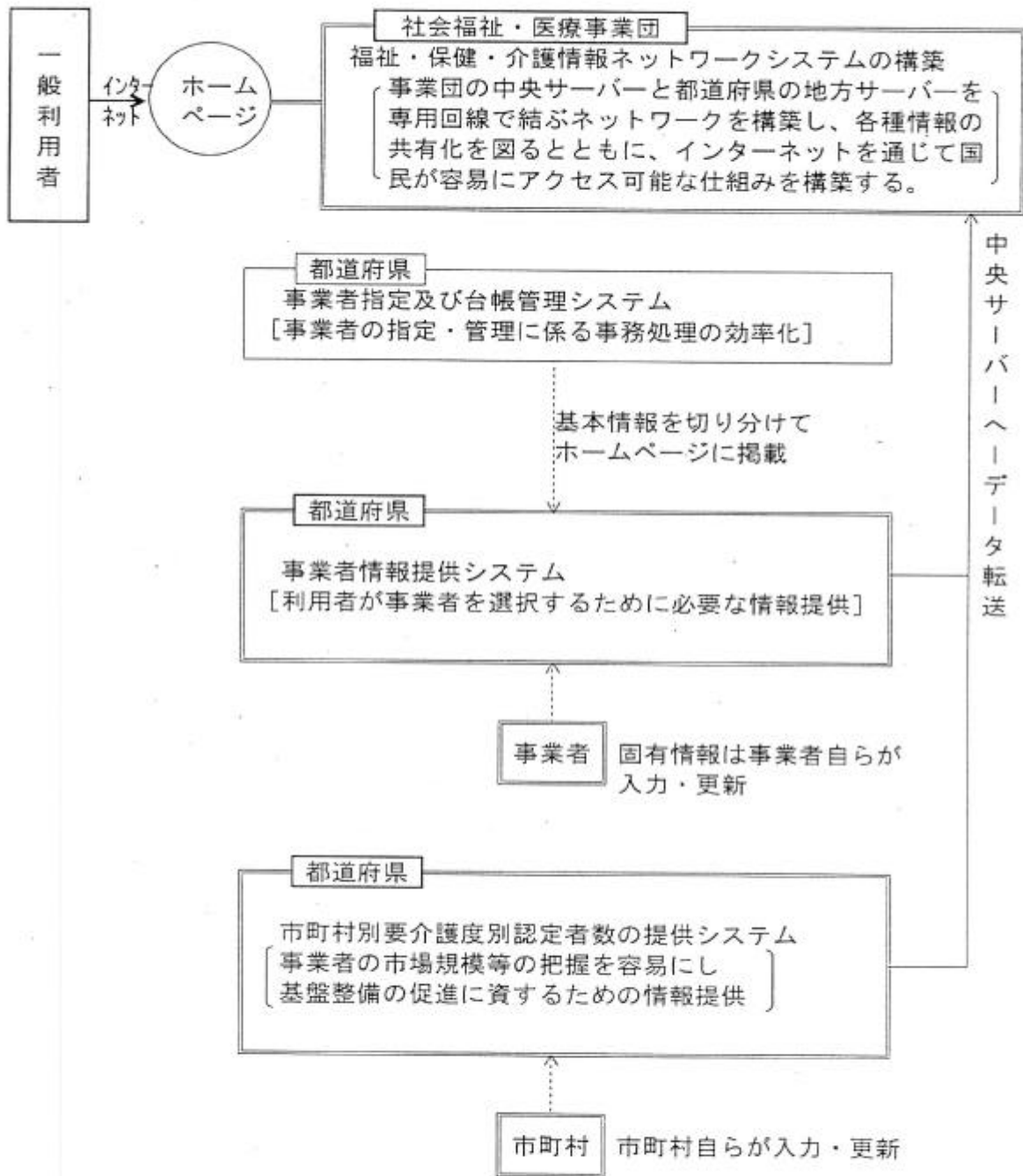
事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、道具の保管や着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

### 【 要 件 】

- 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。事業所内において、必要な場合に、従業員相互の間で支援が行える体制にあること。
- 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。



事業者情報の提供システムの構築について

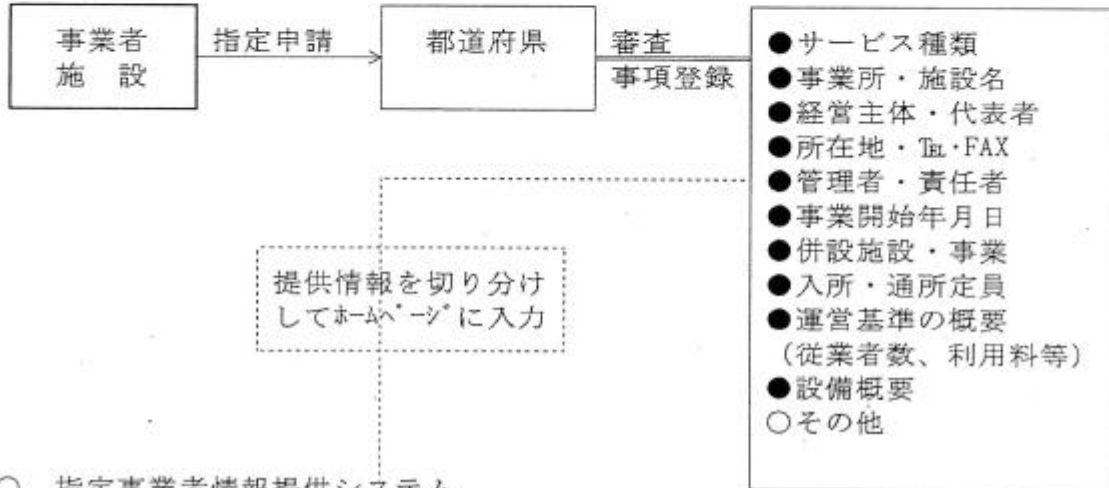


【参考】

指定事業者情報提供システムのイメージ

社会福祉・医療事業団においては、保健福祉情報ネットワークの基盤整備を進めることとしており、その一環として、介護保険制度の指定事業者等に係る情報提供のための標準的なソフトウェアの提供及びホームページの開設をすることとしている。

○ 指定事業者管理台帳システム



○ 指定事業者情報提供システム  
(ホームページ)

